

# 国家知識産権局

## 「国家知識産権局行政不服審査規程（意見募集稿）」 に関する通知

2018年11月30日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 国家知識産権局行政不服審査規程

## (意見募集稿)

### 第一章 総則

**第一条** 違法又は不当な具体的な行政行為を防止・是正し、公民、法人やその他の組織の合法的權益を保護し、国家知識産権局及び省・自治区・直轄市人民政府の知的財産権業務管理部門による職権の法による行使を保障・監督するために、「中華人民共和国行政不服審査法」及び「中華人民共和国行政不服審査法実施条例」に基づき、本規程を制定する。

**第二条** 公民、法人又はその他の組織は国家知識産権局及び省・自治区・直轄市人民政府の知的財産権業務管理部門の具体的な行政行為がその合法的權益を侵害していると判断した場合、本規程により国家知識産権局に行政不服審査を申し立てることができる。

**第三条** 国家知識産権局の法制業務担当機構（以下、「行政不服審査機構」という）は、具体的に行政不服審査事項を処理し、次に掲げる職責を履行する。

- (一) 行政不服審査の申立を受理すること。
- (二) 関係単位、部門及び人員から調査・証拠収集を行い、関連文書や資料を閲覧すること。
- (三) 具体的な行政行為が合法的かつ適切か否かを審査すること。
- (四) 併せて請求される行政賠償事項を処理すること。
- (五) 行政不服審査に関する法律文書を起草、作成、送付すること。
- (六) 行政不服審査決定を不服として行政訴訟が提起された場合の応訴事項を処理すること。
- (七) 行政不服審査決定の履行を督促すること。
- (八) 行政不服審査、行政応訴事件の統計及び重大な行政不服審査決定の届出事項を処理すること。
- (九) 行政不服審査中に発見した問題を研究し、関係単位、部門に行政不服審査意見又は提案を適時に提出すること。

(十) 法律、法規に定めるその他の職責。

**第四条** 行政不服審査機関は行政不服審査の職責を履行するにあたり、合法、公正、公開、適時、公衆への便益の原則を遵守し、誤りがあれば必ず是正することを堅持し、法律、法規の正確な実施を保障しなければならない。

## 第二章 行政不服審査の範囲と参加者

**第五条** 本規程第六条に別途規定がある場合を除き、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、法により行政不服審査を申し立てることができる。

(一) 専利不服審判手続、専利権無効宣告手続において行った具体的な行政行為を含む国家知識産権局の行った専利出願、専利権に関する具体的な行政行為に不服がある場合。

(二) 商標登録不服審判手続、登録商標無効宣告手続において行った具体的な行政行為を含む国家知識産権局の行った商標登録出願、登録商標専用権に関する具体的な行政行為に不服がある場合。

本号にいう商標は、中華人民共和国商標法第十六条に規定する地理的表示を含む。

(三) 集積回路配置設計の不服審判手続、集積回路配置設計の登記取消手続において行った具体的な行政行為を含む国家知識産権局の行った集積回路配置設計の登記申請、配置設計の専有権に関する具体的な行政行為に不服がある場合。

(四) 国家知識産権局の行った原産地地理的表示製品保護の申請、原産地地理的表示製品専用標章の審査認可の申請、原産地地理的表示製品専用標章の使用登録登記の取消に関する具体的な行政行為に不服がある場合。

(五) 国家知識産権局及び省・自治区・直轄市人民政府の知的財産権業務管理部門の行った専利、商標代理管理に関する具体的な行政行為に不服がある場合。

(六) 国家知識産権局の行ったその他の具体的な行政行為がその合法的權益を侵害していると判断した場合。

**第六条** 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、行政不服審査を申し立てることができない。

(一) 国家知識産権局の行った専利出願却下の決定、専利不服審判請求の審査決定、専利無効宣告請求の審査決定、専利強制許諾の使用料の裁決に不服がある場合。

(二) 国家知識産権局の行った商標登録出願却下の決定、商標登録許可又は不許可の決定、登録商標の取消又は非取消決定、登録商標無効宣告決定、及び上記決定の不服審判決定、登録商標無効宣告の裁定に不服がある場合。

(三) 国家知識産権局の行った集積回路配置設計の登記申請却下の決定、集積回路配置設計の不服審判の決定、集積回路配置設計の登記取消の決定、集積回路配置設計の非自由意思許諾に係る報酬の裁決に不服がある場合。

(四) 国家知識産権局が国際出願の受理局、国際検索単位、国際初歩審査単位などの国際段階機構として行った決定に不服がある場合。

(五) 法により行政不服審査を申し立てることができないその他の事由。

**第七条** 本規程により行政不服審査を申し立てる公民、法人又はその他の組織は、不服審査の申立人である。

具体的な行政行為が行われた場合、その権利又は利益が損害されたその他の利害関係者は行政不服審査を申し立てるか、第三者として行政不服審査に参加することができる。

**第八条** 不服審査の申立人、第三者は代理人に行政不服審査への参加を委託することができる。

### 第三章 申立と受理

**第九条** 公民、法人又はその他の組織は国家知識産権局及び省・自治区・直轄市人民政府の知的財産権業務管理部門の具体的な行政行為がその合法的權益を侵害していると判断した場合、当該具体的な行政行為を知った日から 60 日以内に行政不服審査の申立を提出することができる。

不可抗力又はその他の正当な事由により前項に記載された期限に遅れた場合、当該期限は障害が取り除かれた日から引き続き計算される。

**第十条** 行政不服審査を申し立てる権利のある公民、法人又はその他の組織は人民法院に行政訴訟を提起し、人民法院が既に法により受理した場合、国家知識産権局に行政不服審査を申し立てはならない。

国家知識産権局に行政不服審査を申し立て、行政不服審査機構が既に法により受理した場合、法定の行政不服審査期間内に人民法院に行政訴訟を提起してはならない。

行政不服審査機構は行政不服審査の申立を受理した後に、当事者が人民法院に行政訴訟を提起しかつ人民法院が既に法により受理したことを発見した場合、行政不服審査の申立を却下する。

**第十一条** 行政不服審査を申し立てるには、次に掲げる条件に適合しなければならない。

- (一) 不服審査の申立人が具体的な行政行為の相対人又はその他の利害関係者であること。
- (二) 規定に適合する被申立人がいること。
- (三) 具体的な行政不服審査請求及び理由があること。
- (四) 行政不服審査の範囲に属すること。
- (五) 行政不服審査機構の行政不服審査職責範囲に属すること。
- (六) 法定の申立期間内に提出すること。
- (七) 人民法院はまだ同一主体が同一の事実について提起した行政訴訟を受理していないこと。
- (八) 他の権利のある機関はまだ同一主体が同一の事実について提起した行政不服審査を受理していないこと。

**第十二条** 行政不服審査の申立にあたり、行政不服審査申立書を1式2部提出し、かつ必要な証拠資料を添えなければならない。不服審査の申立対象となる具体的な行政行為が書面にて行われた場合、当該文書又はその写しを添えなければならない。

不服審査の申立人が個人である場合、個人の身分証明書類を添えなければならない。申立人が法人やその他の社会組織である場合、身分証明書類を添えなければならない。

不服審査の申立人がその他の利害関係者である場合、必要な説明を行い、かつ不服審査の申立対象となる具体的な行政行為と利害関係を有することを証明するための相応の証拠を提出しなければならない。

代理人に委託する場合、委任状を添えなければならない。委任状には、委託者が署名又は捺印し、委託事項及び権限を明記しなければならない。

**第十三条** 行政不服審査申立書には、次に掲げる内容を明記しなければならない。

- (一) 不服審査の申立人の氏名又は名称、郵送先住所、連絡電話。
- (二) 被申立人の名称。
- (三) 具体的な行政不服審査請求。
- (四) 行政不服審査を申し立てる主要事実及び理由。
- (五) 不服審査の申立人の署名又は捺印。
- (六) 行政不服審査の申立日。

**第十四条** 行政不服審査申立書は、国家知識産権局が作成した所定用紙を使用することができる。

行政不服審査申立書は手書きも印刷も可能である。

**第十五条** 行政不服審査申立書は、郵送、ファックス又は手渡しなどの方式で行政不服審査機構に提出しなければならない。

不服審査の申立人が口頭で行政不服審査を申し立てる場合、行政不服審査機構は「行政不服審査法実施条例」に定める事項に基づき、その場で行政不服審査申立記録を作成し、不服審査の申立人に交付して確認させ、又は不服審査の申立人に読み上げ、不服審査の申立人が署名して確認しなければならない。不服審査の申立人が署名を拒否した場合は、行政不服審査の申立を提出しなかったものとみなされる。

**第十六条** 行政不服審査機構は、行政不服審査申立書を受け取った日から 5 日以内に、状況に応じてそれぞれ下記の処理を行う。

(一) 行政不服審査の申立が本規程の規定に適合する場合は、それを受理し、かつ不服審査の申立人に受理通知書を送付する。

(二) 行政不服審査の申立が本規程の規定に適合しない場合は、それを受理しない旨を決定しかつ書面にてその理由を告知する。

(三) 行政不服審査申立書が本規程第十二条、第十三条の規程に適合しない場合は、指定の期間内に補正するよう不服審査の申立人に通知する。期間が満了しても補正しなかった場合は、行政不服審査の申立を放棄したものとみなされる。

## 第四章 審理と決定

**第十七条** 行政不服審査機構は、行政不服審査の申立を受理した日から 7 日以内に行政不服審査申立書の副本を関係単位、部門に渡さなければならない。当該単位、部門は、行政不服審査申立書の副本を受け取った日から 10 日以内に元の具体的な行政行為を維持、取消又は変更する旨の書面による回答意見を提出し、かつ当時具体的な行政行為を行った証拠、根拠及びその他の関連資料を提出しなければならない。期間が満了しても回答意見を提出しなかった場合は、行政不服審査決定の発行に影響を与えない。

不服審査の申立人、第三者は、前項に記載された書面による回答意見及び具体的な行政行為を行う根拠となった証拠、根拠及びその他の関連資料を閲覧することができる。但し、秘密保持内容に係るものを除く。

**第十八条** 行政不服審査期間において、行政不服審査機構は不服審査の申立人以外の公民、法人又はその他の組織が審査される具体的な行政行為と利害関係を有すると判断した場合、第三者の行政不服審査参加通知書を発行し、第三者として行政不服審査に参加するよう通知することができる。

行政不服審査期間において、不服審査の申立人以外の公民、法人又はその他の組織は審査される具体的な行政行為と利害関係を有する場合、第三者として行政不服審査への参加を行政不服審査機構に申請することができる。審査を経て第三者条件に適合する場合、行政不服審査機構は第三者の行政不服審査参加通知書を発行し、第三者として行政不服審査に参加するよう通知する。

**第十九条** 行政不服審査期間において、具体的な行政行為は原則としてその執行を停止しない。行政不服審査機構はその執行を停止する必要があると判断した場合、関係部門に執行停止通知書を発行し、かつ不服審査の申立人及び第三者に通知しなければならない。

**第二十条** 行政不服審査期間において、次に掲げる事由のいずれかに該当し、行政不服審査事件の審理に影響を及ぼす場合、行政不服審査は中止される。

(一) 不服審査の申立人である自然人が死亡し、その近親者が行政不服審査に参加するか否かをまだ確定していない場合。

(二) 不服審査の申立人である自然人が行政不服審査への参加の能力を喪失し、法定代理人による行政不服審査への参加がまだ確定されていない場合。

(三) 不服審査の申立人である法人又はその他の組織が終了し、権利義務の承継者がまだ確定されていない場合。

(四) 不服審査の申立人である自然人が行方不明となり、又は失踪を宣告された場合。

(五) 不服審査の申立人、被申立人が不可抗力の事由により、行政不服審査に参加できなくなった場合。

(六) 事件が法律適用の問題に関わり、権利のある機関による解釈又は確認が必要な場合。

(七) 事件の審理がその他の事件の審理結果を根拠としなければならない、当該その他の事件がまだ結審していない場合。

(八) 行政不服審査を中止すべきその他の事由がある場合。

行政不服審査中止の事由が解消した後は、行政不服審査事件の審理を速やかに再開しなければならない。

行政不服審査機構は行政不服審査の審理を中止、再開する場合、書面にて関連当事者に告知しなければならない。

**第二十一条** 行政不服審査期間において、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、行政不服審査は終了する。

(一) 不服審査の申立人が行政不服審査の申立の取下げを要求し、行政不服審査機構がその取下げを許可した場合。

(二) 不服審査の申立人である自然人が死亡し、近親者がいなく、又はその近親者が行政不服審査の権利を放棄した場合。

(三) 不服審査の申立人である法人又はその他の組織が終了し、その権利義務の承継者が行政不服審査の権利を放棄した場合。

(四) 不服審査の申立人と被申立人が行政不服審査機構の許可を経て和解に達した場合。

第二十条第一項第(一)号、第(二)号、第(三)号の規定により行政不服審査が中止され、60日が満了しても行政不服審査中止の事由が解消しなかった場合、行政不服審査は終了する。

行政不服審査機構は行政不服審査の審理を終了させる場合、書面にて関連当事者に告知しなければならない。

**第二十二条** 行政不服審査は原則として書面による審査方式を採用する。但し、申立人が要求を提出するか、又は次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、行政不服審査機構は関連組織又は人員から状況を調査し、又は申立人、被申立人、第三者の意見を聴取することができる。

(一) 不服審査の申立人が事件の主要事実に対して異議がある場合。

(二) 既存の証拠が互いに矛盾する場合。

(三) 不服審査の申立人又は第三者が新たな証拠を提出し、関係単位、部門が認定した事件の主要事実を否定する可能性がある場合。

(四) 事件の状況が複雑で、当事者がその場で状況を説明する必要がある場合。

(五) 状況を調査し又は意見を聴取する必要があるその他の事由。

**第二十三条** 行政不服審査事件の審理にあたり、法律、行政法規、部門規則を根拠としなければならない。

**第二十四条** 具体的な行政行為は、認定事実が明確で、証拠が確実で、適用根拠が的確で、手続が合法的で、内容が適切な場合、それを維持する旨を決定しなければならない。

**第二十五条** 被申立人が法定職責を履行しない場合は、一定の期間内に法定職責を履行する旨を決定しなければならない。

**第二十六条** 具体的な行政行為が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該具体的な行政行為の取消、変更を決定し又は当該具体的な行政行為の違法性を確認しなければならず、かつ被申立人が改めて具体的な行政行為を行う旨を決定することができる。

(一) 主要事実が明確でなく、証拠が不十分な場合。

(二) 適用根拠に誤りがある場合。

(三) 法定手続に違反する場合。

(四) 越権又は職権濫用がある場合。

(五) 具体的な行政行為が明らかに不当である場合。

(六) 新たな証拠が出現し、元の具体的な行政行為を取消、又は変更したほうがより合理的である場合。

**第二十七条** 具体的な行政行為が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該具体的な行政行為の変更を決定することができる。

(一) 認定事実が明確で、証拠が確実で、手続が合法的であるが、明らかに不当で又は適用根拠に誤りがある場合。

(二) 認定事実が明確でなく、証拠が不十分で、行政不服審査手続による審理を経て、事実が明確で、証拠が確実であると明らかになった場合。

**第二十八条** 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、行政不服審査の申立を却下し、かつ書面にてその理由を告知しなければならない。

(一) 不服審査の申立人は被申立人の法定職責不履行を主張して行政不服審査を申し立てたが、行政不服審査機構はこれを受理した後に、被申立人が相応の法定職責を有しておらず、又は受理前に既に法定職責を履行したことを発見した場合。

(二) 行政不服審査機構は行政不服審査の申立を受理した後に、行政不服審査の申立が受理条件に適合しないことを発見した場合。

**第二十九条** 不服審査の申立人は行政不服審査を申し立てる際に、併せて行政賠償請求を提出することができる。行政不服審査機構は、国家賠償法の規定により行政賠償請求を審理し、行政不服審査決定において併せて賠償請求に対する決定を下す。

**第三十条** 行政不服審査決定は行政不服審査の申立を受理した日から 60 日以内に下さなければならない。但し、状況が複雑で、規定した期間内に下すことができない場合、承認を経て期間を延長することができ、かつ不服審査の申立人及び第三者に通知する。延長期間は最長でも 30 日を超えてはならない。

申立資料の補正時間及び中止期間は、行政不服審査の審理期間に算入しない。

**第三十一条** 行政不服審査決定は、国家知識産権局の名義で下される。行政不服審査決定書には、国家知識産権局行政不服審査専用印を押さなければならない。

行政不服審査決定書は送達され次第、法的効力が生じる。

**第三十二条** 行政不服審査期間において、行政不服審査機構は、関連行政行為が違法か、又は善後措置が必要であることを発見した場合、行政不服審査意見書を作成することがで

きる。関係単位、部門は行政不服審査意見書を受け取った日から 60 日以内に、関連行政違法行為の是正又は善後措置の実施に関する状況を行政不服審査機構に通達しなければならない。

行政不服審査期間において、行政不服審査機構は法律、法規、規則の実施において普遍的な問題があることを発見した場合、行政不服審査提案書を作成し、関係単位、部門に制度の完備化及び行政法執行の改善に関する提案を提出することができる。

## 第五章 期間と送達

**第三十三条** 期間の開始日は期間に算入しない。期間満了の最後の日が祝日・休日である場合、祝日・休日後の第一日を期間満了の日とする。本規程の「5 日」、「7 日」に係る規定は、営業日をいい、祝日・休日が含まれない。

**第三十四条** 行政不服審査決定書を直接送達する場合、不服審査の申立人が送達証明書に署名・受領した日は送達日とする。行政不服審査決定書を郵送で送達する場合、郵送を交付した日から 15 日を経過した日をもって、送達されたものとみなされる。

**第三十五条** 不服審査の申立人又は第三者が代理人に委託した場合、行政不服審査決定書を代理人に送付する。

## 第六章 付則

**第三十六条** 外国人、外国企業又は外国のその他の組織が行政不服審査を申し立てる場合は、本規程を適用する。

**第三十七条** 行政不服審査には、費用を徴収しない。

**第三十八条** 本規程は\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から施行する。2012 年 7 月 18 日付で国家知識産権局令第六十六号にて公布された「国家知識産権局行政不服審査規程」は同時に廃止される。

## 「国家知識産権局行政不服審査規程（意見募集稿）」に関する説明

公民、法人やその他の組織の合法的權益をより良く保護し、国家知識産権局による職権の法による行使を保障・監督し、国家知識産権局の行政不服審査業務を規範化するために、国家知識産権局は「国家知識産権局行政不服審査規程」（以下、「規程」という）を改正し、「国家知識産権局行政不服審査規程（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を形成したので、ここに関連状況について次の通り説明する。

### 一、改正の必要性

「規程」は2012年9月1日の施行以来、国家知識産権局の行政不服審査業務の規範化、国家知識産権局の行政行為に対する有効な監督、公民、法人やその他の組織の合法的權益の保護において積極的な役割を果たし、良好な社会的効果を遂げた。

国家知識産権局の再編後、機構職能が変化し、それに伴い、行政不服審査の事件受理範囲の拡大も必要になる。現行「規程」は専利、集積回路配置設計の行政不服審査のみについて規定しており、商標、原産地地理的表示に係る行政不服審査について規定していないため、「規程」の改正において明確化する必要がある。現行「規程」において、省・自治区・直轄市の人民政府の知的財産権業務管理部門の行った具体的な行政行為が行政不服審査の範囲に属するか否かについて規定されておらず、実務においては行政不服審査の申立人が切実に必要としている。また、「規程」の実施過程において、行政不服審査の申立、行政不服審査及び相応の手續に関する規定も更に改善する必要があることが分かった。故に、新しい情勢と要求を前にして、「規程」の全面的な改正は急務となっている。

### 二、改正の主要内容

#### （一）行政不服審査の被申立人の主体範囲の拡大

現行「規程」に係る被申立人は国家知識産権局及びその傘下の専利復審委員会のみを含み、省・自治区・直轄市の人民政府の知的財産権業務管理部門の行った具体的な行政行為を明確に含んでいない。しかし省・自治区・直轄市の人民政府の知的財産権業務管理部門の関連する具体的な行政行為のために行政救済を提供することは、行政不服審査法が国家知識産権局に付与した法定職責である。国家知識産権局の職能範囲に基づき、被申立人の範囲を省・自治区・直轄市の人民政府の知的財産権業務管理部門まで拡大するよう提案した。（第一、二、五条）

## **(二) 行政不服審査の事件受理種類の拡大**

国家知識産権局の再編後、行政職責は商標、原産地地理的表示に関わるようになるまで一層拡大された。現行「規程」は専利、集積回路配置設計の行政不服審査のみについて規定している。事件受理種類について、商標、原産地地理的表示を含むように更に拡大するよう提案した。(第五、六条)

## **(三) 行政不服審査の受理条件の改善**

行政不服審査の申立の受理条件を改善するために、不服審査の申立人の主体資格を明確化し、代理人の代理権限を確認し、行政不服審査申立書に明記すべき内容、不服審査の申立人が提出すべき証明資料などの内容を補完・改善するよう提案した。(第十一条、十二条、十三条)

## **(四) 行政不服審査の審理規則の改善**

行政不服審査過程における関連手続を明確化し、実際の業務遂行の手続が依拠する根拠があるようにするために、不服審査の申立人による行政不服審査の申立の口頭提起、行政不服審査機構の調査・証拠収集、行政不服審査機構による意見聴取、関係部門・単位の業務改善状況に対する監督に係る条項を追加するよう提案した。(第十五条、二十一条、二十九条)

## **(五) 関係単位、部門の書面による意見の回答期間の調整**

現行「規程」において、「具体的な行政行為を行った部門は、行政不服審査申立書の副本を受け取った日から10営業日以内に書面による回答意見を提出し、かつ当時具体的な行政行為を行った証拠、根拠及びその他の関連資料を提出しなければならない」と規定されている。しかし、「行政不服審査法」における関連規定は「10日」であって、営業日ではない。現行「規定」では元の部門の意見回答期間に関する要求を緩めているが、「行政不服審査法」に基づいて一貫性に関する改正を行うよう提案した。(第三十二条)

出典：2018年11月30日国家知識産権局ウェブサイト

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1134051.htm>